

東京高裁の不当判決に抗議する

本日7月13日、東京高等裁判所第10刑事部は、乳腺外科医師冤罪事件の控訴審において、「外科医師は無罪」とした東京地裁の無罪判決を破棄して、懲役2年の実刑判決を出しました。私たちは、この不当判決に満身の怒りをこめて、断固抗議をするものです。

この事件は、2016年5月10日、東京都足立区の柳原病院で右胸から乳腺腫瘍を摘出する手術を執刀した外科医師が、女性患者から「術後に左胸を舐めるなどのわいせつ行為をされた」と訴えられたものです。患者は手術時に全身麻酔をしており、「被害」を訴えたのは術後約30分のことでした。外科医師は、一貫して無実を主張していました。

外科医師は2016年8月25日に「準強制わいせつ罪」で逮捕され、9月に起訴されました。逃亡・証拠隠滅の恐れがないにもかかわらず、外科医師の身柄拘束は105日間も続きました。

弁護団は、「女性患者は術後せん妄の状態にあり、幻覚を見ていた可能性がある。科学捜査研究所によるDNA鑑定およびアミラーゼ鑑定は再現性・科学的信頼性がない。手術前の診療行為の際などに、外科医師のDNAが付着した可能性があり、わいせつ行為を行なったことにはならない」と一貫して主張してきました。

東京地方裁判所においては、①麻酔覚醒時のせん妄の有無と程度による患者証言の信用性②DNA鑑定及びアミラーゼ鑑定に対して科学証拠としての許容性、信用性及び証明力を主要な争点として審理され、「犯罪の証明がない」として2019年2月20日、無罪判決が出されました。

東京高裁では、「手術後のせん妄の有無」を争点として専門家による証言が行われました。審理のなかでは、豊富な診療例と国際的に確立された診断基準により「女性患者がせん妄状態であったことは明瞭である」ことを示し、事実と科学的道理にかなうのは「控訴棄却判決」=「外科医師は無罪」しかないことが明らかになりました。

それにもかかわらず東京高裁は、非常識かつ非科学的な判決を言い渡しました。判決では、自ら「せん妄の専門家ではない」と法廷で言った高裁の検察側推薦の証人が独自に展開する証言を採用し、一審段階からの専門家の科学的知見を排斥する暴挙に出ました。そして、DNA鑑定及びアミラーゼ鑑定についても、データや抽出液廃棄などが行なわれて再現性・科学的信頼性がないにもかかわらず、科捜研の検査員であることを理由に信用性を認めました。事実と科学を否定した判決であり、「有罪ありき」と言わざるをえないものです。

外科医師の逮捕・起訴から約4年間、今でも多くの医師・医療従事者、さらに患者がこの事件に関心を寄せているのは、「麻酔覚醒時の患者証言のみにより逮捕・起訴・長期勾留されることになれば、日常の医療行為が安心してできなくなる」との懸念を抱き、それが医療現場の委縮を招き、ひいては患者の生命や健康に損害を及ぼしかねないからに他なりません。

私たちは、事実に基づいた科学的な証明により外科医師の無実を確信し、支援を続けてきました。外科医師の無罪を勝ちとるためにご支援いただいた全国の皆さんに心から感謝を申し上げますとともに、引き続き、弁護団と手を携えながら、一日も早く無罪を確定させるまで奮闘する決意を表明します。

2020年7月13日

外科医師を守る会

日本国民救援会東京都本部

日本国民救援会中央本部